

## <10>

### 仮設住宅内に地域サポートセンターを開設 ～宮城県山元町～

#### 1 調査対象と取組の概要

ヒアリング先	宮城県山元町 保健福祉課
取組のポイント	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 平成 23 年 6 月、庁内に保健福祉関係の専門職員からなる「サポートセンター設置検討会」を設置し、約 2 か月かけて地域サポートセンターの事業内容を検討した。検討メンバー 5 名全員が女性であり、それまで避難所や仮設住宅における保健活動の中で把握していた住民のニーズを取り入れながら、施設設計も含めて、事業内容の原案を作成した。それを元に、平成 23 年 10 月、町内の中山熊野堂仮設住宅集会所に併設する形で、地域サポートセンターを開設した。</li><li>➤ 地域サポートセンターでは、仮設住宅の入居者を主たる対象として、訪問事業、健康相談会、配食サービス事業、サロン事業を行っている。地域サポートセンターから遠い仮設住宅の入居者には、送迎も行っている。</li><li>➤ 仮設住宅への入居に伴い、新たに介護保険を申請・利用する人が増えてきている中で、地域サポートセンターの利用者が介護保険の利用に移行していないことは、これまでの活動の一つの成果と考えられる。</li><li>➤ ただし、男性は女性に比べてイベントへの参加率が低く、サロンや配食事業の利用者も少ない傾向にある。男性の参加を促進するため、農作業ができる場所などを検討しているところである。</li></ul>
ヒアリング日時	平成 24 年 12 月 19 日

#### 2 活動・事業のきっかけと準備

##### 女性で構成されたサポートセンター設置検討会が住民の生活状況から事業内容を立案

- ✓ 東日本大震災後、介護保険の対象とならない中高年齢者の閉じこもりや身体機能の低下を防止し、心身ともに安心して暮らせることを目的として、宮城県の地域支え合い体制づくり女性事業補助金を活用して、地域サポートセンターを設立することとなった。
- ✓ 地域サポートセンターの立ち上げに当たっては、まず平成 23 年 6 月に「サポートセン

ター（被災者支援）設置検討会」を設置し、同年7月まで約2か月にわたり、事業内容の検討を行った。検討会メンバーは、庁内の保健福祉関係職員から選び、介護支援専門員、保健師、栄養士、社会福祉士、作業療法士の計5名で、全員女性であった。

- ✓ 検討会メンバーの職員は、避難所や仮設住宅で直接住民から生活上困っていることやニーズを聞き取っていたため、それらの情報を元に話し合いを進め、地域サポートセンターの事業計画の原案を作成した。
- ✓ 例えば、仮設住宅のお風呂の浴槽が高くて入りにくいという声から、段差が少なく、浴槽の高さを低くした入浴設備をセンター内に設置することを計画した。また、長期にわたる避難生活の疲れから、食事を作る意欲を失っている人をサポートするため、配食サービスを計画した。配食に当たってはレシピも一緒に配布することや、栄養の知識も含めて提供すること、地域の人との交流機会となることなどを意図した企画を提案した。
- ✓ そして、平成23年10月、中山熊野堂仮設住宅の集会所に併設する形で、地域サポートセンターが開設された。

### 地域サポートセンターの外観とセンター内の入浴施設



## 3 活動・事業の内容

### 地域サポートセンターの事業内容と運営

- ✓ 「サポートセンター設置検討会」による企画立案及び庁内での検討を経て、地域サポートセンターでは、①訪問事業、②健康相談会、③配食サービス事業、④サロン事業の4つの事業を行うこととなった。
- ✓ 地域サポートセンターは、山元町が直営で運営している。職員体制は、所長1名のほか、3名の女性職員（保健師、社会福祉士、作業療法士）である。所長は主に全体の連絡調整役を担い、職員は訪問事業や各事業の管理等を担当している。
- ✓ 健康相談会は、宮城県看護協会からスタッフの派遣を受けて実施している。また、配

食サービス事業とサロン事業は社会福祉法人静和会に委託し、委託先の栄養士、看護師、介護員の資格を有する職員7名で担当している。

### 住民のニーズを汲んで、4つの事業を展開

- ✓ ①訪問事業は、閉じこもりがちになっている住民に対して、保健師等が訪問することで、孤独死等を未然に防ぐことを目的とするものである。仮設住宅の入居者全員を対象とした健康調査の結果から、65歳以上の一人暮らしまたは二人暮らし、認知症の人、精神疾患のリスクがある人など、長期的な支援が必要と考えられる入居者に対し、継続的にフォローを行うもので、対象者は110名（平成24年12月時点）となっている。
- ✓ ②健康相談会は、仮設住宅の入居者に対して、保健師・看護師等が健康相談と医療情報の提供を行うもので、町内の9か所の仮設住宅それぞれで、集会場を利用して月1回実施している。開始当初に比べて、相談者数は落ち着いてきており、1回につき5～10人程度の利用がある。
- ✓ ③配食サービス事業は、栄養士の発案で開始した。主に仮設住宅に住む、介護保険の対象とならない65歳以上の高齢者を対象に、一回300円で昼食を提供し、仮設住宅内の集会場で食事をする場を設けている。仮設住宅ごとに曜日を決め、週1～2回行っている。利用登録者は37名（男性5名、女性32名）で、うち9名は在宅で生活している。今年度から対象者を在宅者にも広げたほか、障害のある子どもを持つ家庭などもケースによって対象とするなど柔軟に対応している。
- ✓ ④サロン事業は、仮設住宅の入居者に限定して、介護保険の対象とならない65歳以上の高齢者を対象として交流事業を行うものである。登録者数は45名で、そのうち男性は5名となっている。地域サポートセンターが設置されている仮設住宅は町のはずれにあるため、遠い仮設住宅に入居している利用者は送迎対応している。仮設住宅ごとに利用曜日が決まっており、一人につき週1回利用できる。利用料は300円で、これは昼食代にあたる。食事は、配食サービスと同じメニューが提供され、配食サービスのみ利用者も一緒に団欒しながら昼食をとる。また、仮設住宅のお風呂より洗い場が広く、浴槽も浅く入りやすいセンターの入浴場で、希望者の入浴も行っている。

サロンでの昼食の様子



配食サービス・サロンで提供される昼食



### サロン事業タイムスケジュール

時間	内容
8:40	利用者迎えのため、地域サポートセンターを出発 (乗用車一台、軽自動車一台)
9:10	A 仮設到着
9:20	B 仮設到着
9:30	地域サポートセンターに到着
9:40	健康チェック
10:00	お茶のみ、入浴 (希望者一人ずつ)
11:00	運動・体操
12:00	昼食
12:30	休息
13:30	運動・体操、入浴 (希望者一人ずつ)
13:50	お茶のみ、入浴 (希望者一人ずつ)
14:00	レクリエーション
15:00	利用者送りのため、地域サポートセンターを出発
15:20	A 仮設到着
15:30	B 仮設到着
15:50	地域サポートセンターに到着

## 4 活動・事業の成果と課題

### 介護保険利用への移行を防ぎ、楽しみにしている利用者も多い

- ✓ 地域サポートセンターの開設からまだ1年程度ではあるが、仮設住宅からの介護保険の新規申請が増加している中で、地域サポートセンター事業の利用者が介護保険の利用に移行していないということは、大きな成果ではないかと考えている。人と会う機会があることも大きいだろうし、サロンでの健康増進活動や、健康相談会の中でリハビリスタッフが膝や腰痛予防のための指導や講話会をしていることなども関係しているだろうとみている。
- ✓ 配食サービスやサロン事業の利用者からは、「楽しみにしている」という声が聞かれている。また、毎日2~3程度の仮設住宅から人が集まるため、他の仮設住宅の入居者と会えるのを楽しんでいる人もいる。

### 男性参加者の増加、在宅者への支援が今後の課題

- ✓ 訪問事業の中で、外出する機会を増やす必要がある入居者には声かけをしている。サロン事業や配食サービスの利用者数は当初の想定以上には増加していないが、地域サポートセンターだけでなく、仮設ごとに設置されている復興支援センターでの活動に参加している人もおり、様々な場が提供されている。今後も、こうした活動への参加

を促進することなどによって、入居者の孤立を防ぐ取組を進めていく予定である。

- ✓ 一方で、男性は女性と比べて、あらゆるイベントへの参加率が低く、サロンや配食サービスの利用も少ない傾向にある。従って、「男性の居場所」を作ることが大きな課題と考えており、農作業ができる場所などを検討しているところである。
- ✓ また、仮設住宅入居者への支援は比較的充実してきている一方、自宅に戻った被災者への支援が課題となっている。町内の沿岸部は壊滅的な被害を受け、仮設住宅に入居している被災者が多いが、沿岸部 6 地区のうち比較的家屋が残った 2 つの地区には自宅に住んでいる被災者もいる。しかし、隣近所の人がいなかったり、若い世代が別の地域に住んでいて高齢者だけが残っているといた状況が生じている。そのため、こうした被災者が孤立しないよう何らかの対策が必要であるが、場所も町内に分散しているため、サロンに集まってもらうことは難しく、地域に集まれる場所もない。出張サロン事業などを実施できるとよいのかもしれない。

## 5 その他

---

### 町の保健活動として、仮設住宅の環境整備に関与

- ✓ 地域サポートセンターの事業ではないが、山元町保健福祉課では、国で示されている手すりの設置や段差の解消以外にも、入居者に合わせた仮設住宅の環境整備を支援している。
- ✓ 具体的には、バリアフリー環境を整えることによって、なるべく多くの高齢者が自立して生活できるように、専門家の立場から設計上のアドバイスをしている。例えば、仮設住宅のお風呂には手すりを付けられないところが多いため、お風呂の床や浴槽の中、浴槽のへりなどに滑り止めを貼るといった工夫を試みた。
- ✓ こうした活動の背景には、震災前から住環境を重視して保健活動を行ってきたということがある。山元町では、町の職員としてリハビリスタッフを抱えており、高齢者の在宅での生活支援にも取り組んできていた。また、町内に国立療養所宮城病院があるため、病院のリハビリスタッフも在宅生活者の相談に乗っており、住環境を整備していく取組を行っていた。こうした保健活動を通じて、仮設住宅の中でどのような配慮が必要かという知識やノウハウが保健福祉課の職員にあったことが、仮設住宅の設計における細やかな配慮につながっている。

### 保健センターが福祉避難所としての機能を果たした

- ✓ 東日本大震災発災後、町の保健センターは救護所となった。医療スタッフがおおり、低体温症の人やけが人を手当てし、各避難所では対応できない被災者の対応を行っていたため、自然と救護所が福祉避難所となり、平成 23 年 6 月 12 日まで福祉避難所として活動した。
- ✓ 福祉避難所は、ピーク時には、家族も含めて 160 名程度を受け入れた。寝たきり等の要介護高齢者、認知症、透析患者など様々な人がおり、認知症の方にはボランティア

が付き添うなどして対応する必要があった。

- ✓ 運営に当たって、保健福祉課及び地域包括支援センターの職員 9 名（保健師 5 名、介護支援専門員 2 名、社会福祉士 1 名、事務職員 1 名）は、夜間も泊まり込みで対応した。それでも人手が足りないため、日本看護協会などからボランティアとして常時 4 名を派遣してもらった。宿直は、震災直後は職員全員で、少し落ち着いてからは職員 2 名とボランティアスタッフで行った。日中は、介護ヘルパーや看護師ボランティア、医師など医療従事者にも協力してもらい、診察も行った。
- ✓ 福祉避難所の運営は一時的なものであるため、元気になった人は、同じ建物内の一般の避難所へ移ってもらったり、一般の避難所で生活ができない人は施設の紹介をするなどした。